

総合労働協約改訂交渉 妥結！

◆運転係等の 55 才到達後の基本給の底上げ

○職名が運転係等（運転主任含む）の者の 55 才到達時から 59 才到達時の基本給額が、契約社員運転係の契約基本賃金額を下回る場合は同額になるように調整額を支給

◆準組合員の基本賃金改善（月給最大 23,000 円、時給 25～45 円の改善）

○再雇用契約社員のうち、構内運転係、デスク、営業係、清掃係の基本賃金改善

- ・構内運転係：月給・最低保証額（甲）143,000 円、（乙）163,000 円、時給（甲）855 円、（乙）870 円
- ・デスク：月給・最低保証額 143,000 円、時給 855 円
- ・営業係：月給・最低保証額 143,000 円、時給 855 円
- ・清掃係：時給 850 円（香川）、825 円（愛媛、徳島、高知）

○契約社員のうち、営業係の基本賃金改善

- ・営業係：月給 142,050 円、日給 6,490 円

J R 四国労組は、申第 4 号及び第 5 号で申し入れた総合労働協約改訂等について交渉を重ねてきたが、本日、会社側より回答があった。

なお、主な回答は以下の通り。

〔申第 4 号〕

【労働条件に関する協約】

〔勤務関係〕

- 1 労働時間短縮についての実施計画を明らかにされたい。

＜会社回答＞ → 旅客自動車運送事業の経営環境等を勘案した場合、運転者不足の問題があることなどのほか自動車運転業務の労働時間の改善のための基準の見直しが検討されていることなかで、ひとつには、時間外労働時間の上限の規制の適用が 2024 年まで猶予されていることなどを承知していますが、現時点では労働時間の短縮については、厳しい状況であると思われます。当社は、当面の基盤として 1 日の平均労働時間を 10 分延長することを考えており、労働時間短縮は困難と考えます。なお、一連の労働時間法制の見直し項目などについては、規定内容に沿って事業を進めていく考えです。

JR四国労組 自動車支部ニュース

2021年9月24日（No.2/2）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／中村 鉄平

3 自動車乗務員の一日平均労働時間を短縮されたい。また、在宅休養時間については、最低9時間以上確保されたい。

＜会社回答＞ → 一日平均労働時間を短縮することは考えていません。また、在宅休養時間は、現行労働省告示に示される休息期間の8時間以上として解釈し、受け止めていますが、現時点、最低9時間以上としては考えていません。

10 待命休職及び育児・介護休職取得時における昇給の取り扱いを改善されたい。

＜会社回答＞ → 待命休職及び育児・介護休職取得時における昇給の取扱いについては、現行どおりとします。

11 男性の育児にかかる休業取得を促進するため、改正育児介護休業法による「出生時育児休業」を新設されたい。

＜会社回答＞ → いわゆる「出生時育児休業」に関しては、関係する法律の公布後1年6ヶ月以内の政令で定める日を施行日とすることとなっており、その他の項目は、時期の早い施行日は2022年4月1日、次いでは2023年4月1日と段階的に施行されることになっています。然るべき時期までに、対応方の検討を進めることとします。

13 永年勤続者に対する表彰制度を明確化されたい。

＜会社回答＞ → 既に「永年勤続者表彰規程を整備し、準備が整い、表彰制度の施行が適切にしかるべき時期に内容を明確化できると考えています。」と回答しているとおりでありますが、状況の好転が見あたらないところです。

15 年令給及び職能給並びに55才到達後の基本給を改善されたい。

＜会社回答＞ → 現時点、見直しは考えていません。

なお、「運転係等を対象とした55才到達後の基本給の調整額の取り扱い」を実施することとします。（別紙1参照）

21 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う業務量の減少等による待命休職及び休業を命ぜられた場合の賃金は、100/100とされたい。

＜会社回答＞ → 待命休職及び休業を命ぜられた場合の賃金については、現行どおり平均賃金の60/100とします。

待命休職の個別要素毎についての取扱いを、規定することは原則的に考えていません。

24 賞与の算定における欠勤期間から新型コロナウイルス感染症の影響に伴う待命休職の期間を除外されたい。

＜会社回答＞ → 賞与の算定における欠勤期間についての待命休職の場合の取扱いは、現行どおりとします。

なお、欠勤期間の個別の要素ごとについて、規定することは原則として考えていません。

JR四国労組 自動車支部ニュース

2021年9月24日（No.2/3）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／中村 鉄平

26 新型コロナウイルス感染症による業務量の減少等に鑑み、需要が一定回復するまでの間において、産業雇用安定助成金を活用した在籍出向を実施する場合の手当を新設されたい。

＜会社回答＞ → 産業雇用安定助成金については、2021年8月の制度改正により助成対象の要件が拡大されたと聞いています。制度利用については、要件が可能な事案であるか否かの検討が必要であり、その際に、要望の手当の要否を含めて検討を行う事になるのではないかと考えます。

〔福利・厚生関係〕

31 社員割引の回数制限を拡大されたい。

＜会社回答＞ → 実績による推移の調査から、回数拡大を行う状況ではないと判断しました。

割引対象者数に占める制度利用者数については、前回2016年度は112人37%、2017年度は121人43%、2019年度は109人40%であり、増加傾向ではなくむしろ概ね横ばいと言えます。なお、2019年度の4枚利用者は対象者のうち20人7%、全く利用なしは、162人60%とこれらの推移についても、ほぼ横ばいでした。

〔準組合員関係〕

1 忌引休暇日数や生理休暇等の有給適用及びその日数、また各種制度や手当等の支払額において組合員（社員）と差があるものについては同一とされたい。

＜会社回答＞ → 制度については、改正労働契約法の主旨及びガイドラインを参考に、一定内容の改正を実施したところです。引き続き、課題であることの認識を持ち臨むこととします。

〔申第5号〕

「2021年度準組合員（契約社員）の賃金引き上げ」について

1 契約社員（月給・日給適用者）の契約基本賃金を、一人あたり3%の原資をもって引き上げられたい。

2 契約社員（時給適用者）の時間給額を、一人あたり40円引き上げられたい。

3 実施日 2021年10月1日

＜会社回答＞ →

① 契約社員（月給・日給適用者）の契約基本賃金の引き上げについては、営業系の契約基本賃金の見直しを行います。（別紙2参照）

② 「定年退職者の継続雇用制度に関する協定」の職種別賃金額については、その一部について、最低賃金の動向もあり見直しを行います。

（1）シニアAについて、運転係を除く各職種の最低保障額の見直しを行います。（別紙3参照）

（2）シニアB及びCの時給額について見直しを行います。（別紙3参照）

J R 四国労組 自動車支部ニュース

2021年9月24日（No.2/4）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／中村 鉄平

- ③ 「定年退職者の継続雇用制度に関する協定」の5職種別賃金等（2）構内運転係について、シニアAの働き方の場合の最低保障額の設定を62才到達の前後に2区分として甲及び乙を設定します。またシニアB、Cの時給についても同様に甲と乙の2区分の設定を行います。（別紙3参照）
- ④ ②及び③の見直しについて、協定の「第6項職種別賃金額（別表）を改定します。（別紙4参照）
- ⑤ これらの実施は、2021年10月1日以降適用とします。

《主な交渉内容》

- 組 合：55才以降の賃金の底上げについては、これまで組合としても求めてきたところ。さらには、契約社員から社員に転換した際に逆転現象が起こることについても見直しすべきと訴えてきた。こうした声が反映されたと理解する。
なお、調整額は割増賃金や賞与等の計算に関して基本給と同様に扱われるのか。
- 会 社：割増賃金等の月々発生するものについては同様に取り扱う一方で、賞与等については検討したい。いずれも詳細は追って明らかにする。
- 組 合：該当者はどれくらいいるのか。
- 会 社：現時点で数名が該当する。ただし、年齢給が年々下がっていくことから、55才で対象とならなくても、年を重ねるうちに該当することもある。
- 組 合：新型コロナウイルス感染症に伴う待命休職に対する賞与や昇給等の取り扱いについては、別途規定しないとのことであるが、賞与等の実施に際しては特段の配慮をお願いしたい。
- 会 社：これらについては、制度が適用されうる状況に際してから判断すべきものと考えことから、そのタイミングにおいて明らかにしていきたい。
- 組 合：社員割引については、使用実態が明らかにされたところであるが、少なからず、4枚すべてを使用している状況もある。使い勝手の部分を含め、社員割引の改善・拡大を引き続き求めていく考えである。
- 会 社：福利厚生制度であることから、使用自体が拡大することは会社としても望ましいと考えているが、現状としては回答で示したとおりである。
- 組 合：産業雇用安定助成金についてはJRグループ全体としてのメリットを理解した上で、出向先の各社と調整を図るべきではないのか。その原資を活用して組合員に還元することも含め、積極的に検討することが重要ではないか。
- 会 社：出向先の考え方も確認する必要がある。また、双方の負担割合によっても、享受できる部分が変わるが、現状としてJR四国や四国キヨスクに出向者がいる

J R四国労組 自動車支部ニュース

2021年9月24日（No.2/5）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／中村 鉄平

ものの、当社としては産業雇用安定助成金を活用する状況にない。

組 合：労働条件等が不明であることなど、出向に対する不安を訴える声が上がっており、丁寧な対応をお願いしたい。

会 社：転勤などに伴う不安は誰しもが感じるところであり、今回の出向は特に意識して対応してきた。支店長などとの面談を通じて事前に説明を行っており、出向先にも挨拶を兼ねて事前に訪問している。なお、出向先の主な労働条件等については、説明も個別に行っている。

組 合：賃金改善された再雇用契約社員のうち、構内運転係は甲乙の区分を設けられた。特に「乙」は大幅な改善が図られたことはありがたいが、こうした区分を設けた理由を説明されたい。

会 社：実際、構内運転係は運転係に従事していた者が就くことが一般的であることから、運転係と同様の取り扱いとした。62才以降も意欲的に働いてもらいたい。

組 合：会社の経営状況が厳しい中でも組合員はあきらめずに会社を信じて日々職場で奮闘している。こうした中での回答として、55才以降の賃金が底上げされることは前向きに受け止めたい。また、契約社員についても最低賃金の動向に伴うとはいえ、改善されたことは評価したい。

一方で、その他の回答については、残念と言わざるを得ない。資金繰りに窮する状態であることは理解しているが、勤務制度等の改善を図ることにより、組合員に安心して長く働けるような環境整備も進めるべきであったと考える。今回申し入れた内容を含め、組合員の労働条件改善にむけて引き続き求めていきたい。

「労働時間の見直し」「ドリーム号乗務における賃金・手当の見直し」については交渉継続！

組 合：提案された「労働時間の見直し」「ドリーム号乗務における賃金・手当の見直し」については、支部大会や執行委員会などでも議論してきた。組合員からは、以前に提案されたときとの状況の変化について一定理解された一方で、さまざまな疑問点などが出されている。

まずは本施策の狙い・目的、効果などをあらためてお聞かせいただきたい。特に、前回提案時との違いを踏まえた説明を受けたい。また、本施策の実施によって、組合員一人ひとりへ賃金や勤務にどれだけ影響を与えるのか。加えて、

JR四国労組 自動車支部ニュース

2021年9月24日（No.2／6終）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／中村 鉄平

組合員への負担増のみならず、会社として経費削減策にどのように取り組んでいるか明らかにしていただきたい。

そして、来月初からの実施となれば、性急すぎると考える。したがって、時期については少なくとも再考すべきではないか。

会 社：いただいた質問事項については、提案時に説明した内容と重複する部分もあるかと思うが、正確に回答すべきと考えるので、持ち帰り時間を頂戴したい。また、実施日についても言及されたが、協議を継続するという事とも考慮して、今後決定していきたい。

組 合：組合員からは期間を限定した対応とすべきという意見もあったが、会社の考えは如何か。

会 社：前回の交渉でも説明したとおり、会社は借金生活に突入しようとしている状況にある。利息も支払いながら、元本も返していかないといけない。このような状況下で期限を設けるということはお答えしかねる。

とはいえ、今後業績等が回復すれば、この間抑制してきた賞与や昇給等、あるいは休日数や労働時間といった労働条件の改善も否定することはない。ただし、10分の延長を単純に戻すということが最適解ということにはならない可能性も理解していただく必要があるし、状況が好転するためにも協力してもらわなければならない。

組合は持ち帰り業務対策委員会を開催し、総合労働協約改訂交渉に関しては、一部ではあるが制度改善が図られたこと等について議論した結果、これ以上の前進は困難と判断し同日妥結した。また、1回目の交渉終了後に提案のあった「社員登用試験の受験資格の特例扱い」については、了承した。一方、「労働時間の見直し」「ドリーム号乗務における賃金・手当の見直し」については、今交渉において明確な回答が得られなかったことから、引き続き協議することとした。

以 上

運転係等を対象とした55才到達後の基本給の調整額の取扱いについて

2021年9月24日

ジェイール四国バス株式会社

1. 見直しについて

55才到達後の年齢給は、規定の取扱いにより年ごとに減額となることから、職能給との合計額である基本給が減額となる状況及びその基本給額が契約社員の契約基本賃金額を下回る状況について改善します。

ただし、職名が運転係等（運転主任含む）である者に限定して適用します。

すなわち、運転係の多くは、社外からの転職による採用が概ねを占めており、社員登用時に基本給額自体が、契約社員の契約基本賃金額を下回る状況から始まっているものの比較的高年齢者では、職能給を昇給させる機会も限られる中、やがては55才到達後の年齢給減額が重なることで、基本給額が減少となる厳しい状況となっています。

今回は、この状況を救済する事で、雇用の確保が厳しい状況である運転係の採用後の雇用の安定と定着及び採用待遇の改善を図ることをねらいとします。

2. 見直しの内容

職名が運転係等（運転主任含む）である者の55才到達時から59才到達時の都度の基本給額が、契約社員運転係の契約基本賃金月額を下回る場合は、これを調整して契約基本賃金額と同額となるように調整額を支給します。

3. 対応方

「社員の労働条件に関する協約」第114条に第4項（下線部分）を加え、改定します。

（55才到達後の基本給）

第114条 55才に達する日の属する月の翌月1日以降在職する者の基本給は、54才満了時の職能給に0.87を乗じて得た額と第111条ただし書きに規定する当該年令給に0.9を乗じて得た額との合計額とする。

2 前項については、平成16年4月1日に社員として採用されたものに適用する。

3 第2項の適用者については、年令給表（別表第1）の定めによらず、59才到達時の年令給額を91,000円とする。

4 第2項の適用者を除く者であつて、職名が運転係または運転主任である者の55才到達時から59才到達時の都度の基本給額が、契約社員（運転係）の契約基本賃金月額（別に定める）を下回る場合は、契約基本賃金額と同額となるように調整額を支給する。

4. 実施日

2021年10月1日

（注 10月1日以降、55才となる者及び既に55才～59才の該当者に適用します。）

契約社員（月給・日給適用者）の契約基本賃金の見直しについて

2021年9月24日

ジェイアール四国バス株式会社

標題について、下記のとおり改定します。

記

1 契約社員（日給・月給適用者）

（1）営業係

	現行	改定
試用期間 日給	6,390円	<u>6,490円</u>
		(+ 100円)
試用期間満了 月給	140,550円	<u>142,050円</u> （新規採用者）
		(+ 1,500円)

2 実施時期

2021年10月1日以降適用します。

「定年退職者の継続雇用制度に関する協定」の一部改定について

2021年9月24日

ジェイアール四国バス株式会社

I 職種別賃金等に規定する最低保障額の見直し

1. 改定の対象者

シニアAの働き方（月給）の場合には、最低保障額を設定しており、その額は「140,000円」となっています。

この最低保障額適用の対象の職種区分は、構内運転係、デスク、営業係です。

2. 改定の理由

2021年10月に改定となる最低賃金（香川県）との整合性から、現行の最低保障額をシニアA月給として適用した場合に、最低賃金額を維持できないことから改定します。

3. 改定の内容

対象職種区分の最低保障額140,000円を「143,000円」に改定します。

4. 職種別賃金額 別表

改定後の内容を別表に示します。

5. 実施時期

2021年10月1日

II 職種別賃金等（2）構内運転係の見直し

1. 改定の対象者

構内運転係

2. 改定の理由

構内運転係は、大方の場合、運転係の経歴を経た者が従事する事例が踏襲されており、60歳を超えて再雇用契約社員としての雇用の場にもなっているところです。今後の世代交代・継承さらには、運転係の雇用事情を見通す中での構内運転係の効率的な配置や運用等に鑑み、これまでに実施してきた再雇用契約社員運転係の待遇改善の実施事例の経過と比較し、今回、構内運転係の内容を見直すこととしました。

3. 改定の内容

契約基本賃金の設定について、シニア A の働き方の場合、最低保障額が規定されているところ、62 歳到達までは最低保障額(甲)とし 62 歳到達後は最低保障額(乙)とする区分を設けます。

更にシニア B 及びシニア C の働き方の場合についても同様の年齢区分により、時給額(甲)または同(乙)の区分を設定します。

4. 職種別賃金額 別表

改定後の内容を別表に示します。

5. 実施時期

2021 年 10 月 1 日

6. 定年退職者の継続雇用制度に関する協定の見直し

5 項 職種別賃金等 (2) 構内運転係の記載を下記とおり改定します。

現改比較

現 行	改 定	記事
5 職種別賃金等 (1) 運転係 省略 (2) 構内運転係 ア シニア A の働き方を選択する場合には、契約基本賃金に<u>最低保障額を設定する。</u> ただし、契約基本賃金は、定年退職時（60 歳）の基本給に 0.8 または 0.7（または 0.5）を乗じた額と最低保障額のいずれか高い方を適用する。	5 職種別賃金等 (1) 運転係 省略 (2) 構内運転係 ア シニア A の働き方を選択する場合には、契約基本賃金に<u>最低保障額（甲）を設定する。なお、年齢が 62 歳を超えてシニア A の働き方を選択する場合は最低保障額（乙）を適用する。</u> ただし、契約基本賃金は、定年退職時（60 歳）の基本給に 0.8 または 0.7（または 0.5）を乗じた額と最低保障額のいずれか高い方を適用する。 <u>また、シニア B 及びシニア C の働き方を選択する場合には、時給額（甲）を設定する。なお、年齢が、62 歳を超えてシニア B 及び</u>	改める 追加して改める

イ 支払の区分 シニアAの働き方については、 月給とする。 シニアB及びシニアCの働き方 の場合は、時給とし、予め設定し た契約基本賃金とする。 (3) デスク、営業係 以下省略 6 職種別賃金額 <u>別表</u>に示す。 7 勤務等 以下省略 10 実施期日 <u>2021年4月1日</u> 11 その他 <u>(1) 2020年9月25日に締結し た「定年退職者の継続雇用制度に関す る協定」は、2021年3月31日を もって廃棄する。</u>	<u>シニアCの働き方を選択する場合 は時給額（乙）を適用する。</u> イ 支払の区分 シニアAの働き方については、 月給とする。 シニアB及びシニアCの働き方 の場合は、時給とし、予め設定し た契約基本賃金とする。 (3) デスク、営業係 以下省略 6 職種別賃金額 別表に示す。 7 勤務等 以下省略 10 実施期日 <u>2021年10月1日</u> 11 その他 <u>(1) 2021年3月23日に締結し た「定年退職者の継続雇用制度に関す る協定」は、2021年9月30日を もって廃棄する。</u>	別 表 を 改める 改める 改める
---	---	--

「定年退職者の継続雇用制度に関する協定」の第5項の改定及び最低保障額、時給額の改定に関連して、第6項職種別賃金額（別表）について以下のとおり改定します。

○職種別賃金額 別表

区 分	シニア A		シニア B		シニア C	
	月 給	運転 手当	時 給	運転 手当	時 給	運転 手当
運転係	最低保障額(甲) 1 8 0,0 0 0 円 最低保障額(乙) 1 8 0,0 0 0 円	5 0 円/時間	(甲) 1,0 8 0 円 (乙) 1,1 0 0 円	5 0 円/時間	(甲) 1,0 8 0 円 (乙) 1,1 0 0 円	5 0 円/時間
構内 運転係	<u>最低保障額(甲)</u> <u>1 4 3,0 0 0 円</u> (140,000 円) <u>最低保障額(乙)</u> <u>1 6 3,0 0 0 円</u>	—	<u>(甲)</u> <u>8 5 5 円</u> (825 円) <u>(乙)</u> <u>8 7 0 円</u>	—	<u>(甲)</u> <u>8 5 5 円</u> (825 円) <u>(乙)</u> <u>8 7 0 円</u>	—
デスク	<u>最低保障額</u> <u>1 4 3,0 0 0 円</u> (140,000 円)	—	8 5 5 円 (825 円)	—	8 5 5 円 (825 円)	—
営業係 (プラザ等)	<u>最低保障額</u> <u>1 4 3,0 0 0 円</u> (140,000 円)	—	8 5 5 円 (825 円)	—	8 5 5 円 (825 円)	—
清掃係 (香川県内)	—	—	8 5 0 円 (820 円)	—	8 5 0 円 (820 円)	—
清掃係 (愛媛、徳島、 高知県内)	—	—	8 2 5 円 (800 円)	—	8 2 5 円 (800 円)	—

注:賃金の（ ）内の額は、改定前の額を参考として表示しています。

シニア A の最低保障額、構内運転係の欄及び シニア B、シニア C の太線枠について改定します。